

会 議 概 要

会議の名称	令和3年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議		
開催日時	令和3年10月26日（火）		
開催場所	市役所 5階 庁議室		
事務局（担当課）	政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	井口委員、川端委員、武田委員、宮田委員、福留委員、村上委員、松本副市長（座長）、杉山政策イノベーション部次長、中島財務部長、中山こども部長（つくば市子育て総合支援センター所管）	
	主管課	こども政策課：美野本課長、中川課長補佐、小野係長、飯塚主査（記録者）	
	事務局	企画経営課：大越課長、沼尻課長補佐、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0人		
非公開の場合はその理由	選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議の公開について 3 報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況について 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について <ol style="list-style-type: none"> (1) 選定に関する基準について (2) 採点表について (3) 実績評価表について (4) 採点表における加減点の承認について 5 つくば市子育て総合支援センターに係る指定管理者候補者決定 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点 <ol style="list-style-type: none"> ① シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ② 特定非営利活動法人茨城YMCA 6 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定 7 閉会 		

<会議概要>

○事務局 ただいまから、つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会いたします。会議で使用する資料は机上に配付しております。

なお、本会議で使用する資料は、つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱第5条の規定により、本会議のためにのみ使用するものとなります。情報の取り扱いにご注意くださいますよう改めてお願いいたします。要綱の規定により松本副市長がこの会議の座長となりますので、今後の進行は松本副市長に行っていただきます。よろしくお願いたします。

○座長 どうぞよろしくお願いたします。早速会議を始めたいと思います。

まず次第の2、会議の公開についてです。参考資料1をご覧ください。会議の前半部分では、選定対象施設の概要及び募集概要等を所管課から説明するとともに、選定に係る採点表の承認を行います。

これは、つくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例の非公開会議に該当しないため、公開で進めたいと思います。

後半部分で、申請者によるプレゼンテーションを実施し、ヒアリング及び委員による採点を行い、指定管理者候補者を選定いたします。

この後半部分では、選定に必要な情報を把握する必要があるため、企業の内部情報やノウハウの聴取が予想されます。

そのためつくば市情報公開条例に規定されている不開示情報を含むものとして会議を非公開とすることが適当であると考えております。

この件につきまして、異議のある方はいらっしゃいますか。

- 異議なし -

それでは選定に入るまでは公開、選定の際には非公開で会議を行います。

傍聴者がもしおられましたら入室をお願いします。

- 傍聴者なし -

○座長 会議を開始したいと思います。次第の3『報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況』について、こども政策課から説明をお願いします。

○こども政策課 【資料1、2について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、次の次第の4『承認事項 採点表における各審査項目の配点について』に移りたいと思います。まず、選定に係る基準及び採点表について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 【資料3～6について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、次に採点表の承認に移りたいと思います。こども政策課より、採点表について説明をお願いします。

○こども政策課 【資料7について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

○委員 採点表は無記名でよろしいでしょうか。

○事務局 点数だけをつけていただければかまいません。

○座長 その他ないようでしたら、配点について御異議なしでよろしいでしょ

うか。

- 異議なし -

○座長 それでは次に採点における加減点について承認を行いたいと思いますので、こども政策課から説明をお願いいたします。

○こども政策課 **【資料 8、9 について説明】**

○座長 今の件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員 資料 8 の指定管理者実績評価表の指定管理者の欄で所在地が牛久市栄町となっていますが、所在地は東京の調布市だった記憶ですがここが牛久になっているのは何故でしょうか。

○こども政策課 この住所は茨城営業所の所在地となっております。

○委員 わかりました。これは支店の登記が牛久にあるという理解でよろしいですか。

○こども政策課 登記自体は支店ではありませんが、事業所が牛久市にあることを確認しています。

○委員 わかりました。

○座長 その他ございましたらお願いいたします。皆さんよろしいでしょうか。そうしますと、評点として 3 点がプラスされるということにつきまして御異議ありますか。

- 異議なし -

○座長 それではシダックスの採点表の一番下の 14 番「実績評価による加減点」の欄に 3 点とご記入をいただきます。選定に関する説明は以上です。全体を通してご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

それでは次第に従い、指定管理者候補者の選定に移ります。選定に当たりまして、申請のあった団体等からのプレゼンテーションを受け、先ほど承認をいただいた採点表を使って、採点をお願いします。

それでは申請者によるプレゼンテーションに移りたいと思います。

1 番目のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を入室させていただきます。

【シダックス大新東ヒューマンサービスによるプレゼンテーション】

○座長 御説明ありがとうございました。質問のある委員の方は挙手をして質問をお願いいたします。

○委員 アンケートなどを実施しているとのことですが、意見・苦情等への対応について記録などは残しているような状況でしょうか。

○シダックス大新東ヒューマンサービス アンケートはこちらで対応して記録も残しております。苦情等も、市担当課と相談しながら、記録も適切に残しています。

なお、アンケートは毎年1回実施し、その要望やご意見に関して、即座に対応するようにしています。また、その改善結果を毎年1回開催する利用者懇談会の場等を使い、利用者様にコールバック、告知するような形を取っています。

○委員 ありがとうございます。

○座長 その他ありましたらお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○委員 わかりました。もう1点お聞きしたいのが、地域や他施設との連携ということで、市内の様々な関係団体との連携という説明がありましたが、子育て支援と言った場合の子育ての対象は何歳から何歳を想定しての計画でしょうか。

○シダックス大新東ヒューマンサービス 切れ目のない支援ということで、妊婦の方から、小学校に上がるまでの就学前のお子さんを対象にしています。

○委員 わかりました、ありがとうございます。

○座長 その他ございましたらお願いします。

○委員 この10年間で課題になったことと、それを今後どういうふう克服されようとしているのかお聞かせください。

○シダックス大新東ヒューマンサービス 課題としてはまず1点は、ここ10年間での利用者についてです。毎年4万5000人から5万人の間程度で推移していましたが、近隣の地域子育て支援拠点の成長など、そこでの連携という部分がございます、おおよそその人数で推移していましたが、昨年度のコロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、利用者が非常に減少しており、おおよそ2万5000人程となっております。閉館の対応や利用者の人数の制限がありまして、思うような事業の展開ができなかった部分があります。そういったところから、先ほど御説明したYou Tubeの動画の配信など新しいことに取り組んでいます。今後の課題としては、そこの利用者の方々の数をどうするか、またどうやって関わっていくか。どういった繋がりを持っていくかというところを課題と感じております。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○委員 総合支援センターの役割として、相談業務もかなり重要視されると思いますが、昨年度の大体の件数と主な相談内容について教えていただけますか。

○シダックス大新東ヒューマンサービス 相談の人数は令和2年度は来館では699件、電話相談は76件となっております。内容としては、育児不安についてと離乳食に関する相談が多くありました。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございましたらお願いいたします。では質問は以上になりますので、申請者の方ありがとうございました。これで退出いただいて結構です。

【申請者退出】

○座長 他の委員の皆様の採点に当たりまして、申請者の申請内容について、事務局に確認したいことがございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、採点表の記入をお願いしたいと思います。

○委員 合計点数までは出さなくて大丈夫ですか。

○座長 はい、大丈夫です。

○座長 それでは2番目の特定非営利活動法人茨城YMCAのプレゼンテーションに入りたいと思います。事務局は申請者を入室させてください。

【特定非営利活動法人茨城YMCAのプレゼンテーション】

○座長 御説明ありがとうございました。それではここから順次質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。御質問ある委員の方よろしくお願ひします。

○委員 事前にいただいている資料の中の、7ページ目の苦情受付の体制づくりについてですが、利用者の不満な点を解消していくための会議の場を設けるということですが、こういった会議等の記録についてはどのように扱われているのでしょうか。

○NPO法人茨城YMCA 基本的には、パソコンで記録をして職員の誰もが見ることができるようなWebクラウド上に記録として残しています。苦情や意見だけの記録ということではなく、日々の気づきや毎日のミーティングの中で残した記録というものも全て残しており、系統立てて確認ができるような形を取っています。

○委員 ありがとうございました。

○座長 その他何かございましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 他にございましたらお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございますか。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ありましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 はい。その他ございますか。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございましたらお願いします。

○委員 大曾根児童館の指定管理が4年目になるということで、そちらで見えてきた課題と、その課題解決が今回のセンターに活用できるのであれば、そちらを教えていただけますか。

○NPO法人茨城YMCA 課題と言いますと、やはり小学校の児童が大曾根児童館には多く通ってきていますので、小学校との連携があります。これはかなり深まってきていて、校長先生、教頭先生をはじめ、道路を横断するときに関わってくださる先生方などとも、共通理解を深めたりしているところです。

それから幼児につきましては、大曾根で言えば、少し距離がありベビー車で来館できる方ばかりではないというところもありまして、もう少し大勢受入れるためにはどうしたらいいかということがあります。まだ、それは解決はできていませんが、現在、幼児と一緒に来館されるお母さんなどは少ないかと思っているところです。

蛇足にはなりますが、東新井のYMCAの方では、コロナウイルスの感染が広がる前は、母子教室のようなことを無料で提供しておりました。そちらでは場所柄、大勢の参加者がいらっしゃいましたが、大曾根ではなかなか同じようにはいかないところが課題かと思っています。

○座長 その他ございましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございますか。それでは質問の方は以上で終了させていただきます。

【申請者退出】

○座長 それでは委員の皆様にも、事務局に確認したいことございましたらお願いいたします。よろしければ採点表の方の記入をお願いいたします。終わった方から、事務局で回収させていただきまして集計に入りたいと思います。

～採点～

それでは集計の間、休憩とさせていただきたいと思います。

【休憩】

○座長 集計が終わりましたので今から資料を配付させていただきます。では会議を再開したいと思います。まず集計結果について事務局から報告をお願いします。

○事務局 長時間にわたるご審議ありがとうございました。集計結果について御報告させていただきます。

先ほどお配りさせていただきましたつくば市子育て総合支援センター採点結果表の基準点につきまして、委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者はありませんでしたので、候補者及び次点候補者の選定をいたします。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を第1順位とした委員が8名、特定非営利活動法人茨城YMCAを第1順位とした委員が2名となっております。事務局から集計結果のご報告とさせていただきます。

○座長 ただいまの事務局からの報告につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。皆様よろしいでしょうか。

それでは本検討会議の結論として、申請者シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を子育て総合支援センターの指定管理者候補者とし、特定非営利活動法人茨城YMCAを次点候補者として市長へ報告いたします。皆様よろしいでしょうか。

- 異議なし -

○座長 それでは、事務局から報告書案について説明をお願いします。

○事務局 **【報告書(案)について説明】**

○座長 ただいまの説明についてご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは今事務局からもありましたように市長に報告するとともに、12月議会において指定管理者指定議案として上程をして参ります。それでは最後に事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○事務局 **【連絡事項】**

○座長 それでは委員の皆様本当に御多忙中、公平な選定にご協力いただきましてありがとうございました。以上で今日の会議は閉会となります。ありがとうございました。

令和3年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 次第

日時 令和3年(2021年)10月26日(火)13時30分から

場所 つくば市役所本庁舎5階 庁議室

令和3年度選定対象施設：つくば市子育て総合支援センター

【委嘱状交付式】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長挨拶

【つくば市指定管理者候補者選定検討会議】

- 1 開会
- 2 会議の公開について
- 3 報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況について
- 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について
 - (1) 選定に関する基準について
 - (2) 採点表について
 - (3) 実績評価表について
 - (4) 採点表における加減点の承認について
- 5 つくば市子育て総合支援センターに係る指定管理者候補者の選定申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
 - ① シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 - ② 特定非営利活動法人茨城YMCA
- 6 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定
- 7 閉会

配付資料

基礎資料1	つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料2	令和3年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	つくば市情報公開条例(一部抜粋)
資料1	つくば市子育て総合支援センター 施設概要
資料2	つくば市子育て総合支援センター指定管理者申請状況
資料3	つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準
資料4	指定管理者候補者選定検討会議 採点表
資料5	つくば市指定管理者実績評価表
資料6	採点結果表(例:申請者2者)
資料7	つくば市子育て総合支援センター指定管理者候補者選定検討会議採点表
資料8	つくば市指定管理者実績評価表(つくば市子育て総合支援センター)
資料9	類似施設業務実績一覧表
資料10	つくば市子育て総合支援センター指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

令和 3 年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	井口 晃弘	市民委員
3		川端 京子	税理士
4		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
5		福留 健太	イオンモール株式会社 イオンモールつくば ゼネラルマネージャー
6		宮田 美冬	社会保険労務士
7		村上 義孝	市民委員
8	庁内委員	杉山 晃	つくば市政策イノベーション部次長
9		中島 弘志	つくば市財務部長
10		中山 由美	つくば市こども部長 (施設所管部)

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

(行政文書の開示義務)

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)～(6) (略)

(平 29 条例 22・一部改正)

つくば市子育て総合支援センター 施設概要

(1) 名称

つくば市子育て総合支援センター

(2) 所在地

つくば市流星台61番地 1

(3) 施設の設置目的

市民が安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に行う。

(4) 設置日

平成23年 4 月 1 日

(5) 施設根拠（条例名）

つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）

(6) 施設の概要等

① 敷地面積

3, 238. 58m²

② 施設

ア 構造 鉄骨造平屋建

イ 施設概要 子育て親子のつどいの場、一時預かり室、多目的室、創作室、相談室、事務室、ラウンジ

※多目的室は2分割可

ウ 建築面積 637.12 m²

エ 延床面積 617.60 m²

オ 建築時期 平成22年11月(平成23年 4 月 1 日開館)

③ 設備

ア 空調設備 各部屋設置

イ 床暖房設備 子育て親子のつどいの場及び一時預かり室に設置

ウ その他 消防設備、自家用電気工作物

④ その他

園庭 約 255 m²

駐車場 28 台分

つくば市子育て総合支援センター指定管理者申請状況

1 現地説明会参加団体数 (実施日:令和3年7月29日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
団体数	0	0	1	1

2 指定管理者申請団体数 (受付期間:令和3年8月2日~8月20日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
団体数	1	0	1	2

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上と

なった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支
予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称					
	所在地					
	関係条例等					
	設置目的					
指定管理者	名称					
	所在地					
指定管理業務の内容						
指定期間						
総合評価(年度評価)	和暦 年度 (西暦 年度)	和暦 年度 (西暦 年度)	和暦 年度 (西暦 年度)	和暦 年度 (西暦 年度)	和暦 年度 (西暦 年度)	

管理運営実績データ

施設名

施設名	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評価項目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点	評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。	

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

S: 5点加
 A: 3点加
 B: 0点
 C: 3点減
 D: 5点減

※更新評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

採点結果表 (例:申請者2者)

選定委員	採点結果			
	申請者A		申請者B	
	得票	点数	得票	点数
A	○	58		56
B	○	56		54
C		61	○	62
D		53	○	54
E	○	63		61
F		58	○	59
G	○	61		59
H		59	○	60
I	○	60	○	60
J	○	59	○	59
得票合計 点数合計	6	588	6	584

申請者Aと申請者Bで、第1順位に選んだ選定委員は6名で同数。そのため、合計点数で順位を決定する。

申請者Aを指定管理者候補者とし、申請者Bを次点候補者とする。

つくば市子育て総合支援センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7	4
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7	4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	7	4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		7	4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数			94	(基準点) 55

適・否

= 22 =

「つくば市子育て総合支援センター」 高配点とした理由

番号	審査項目	理由
2	安心・安全面からの対応	乳幼児や妊婦が利用する施設のため、来館者の安全対策、事故防止に係る項目を重視した。
3	施設管理の実施	指定事業である一時預かりなどの事業を行うにあたり、適切な資格や実務経験が必要なため、職員配置を重視した。
4	施設の運営（1）	新設の事業等（利用者支援事業、予約システムの導入）が追加されたため、募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているかを重視した。
4	施設の運営（4）	指定事業である利用者支援事業の実施や、市民ニーズの反映、地域との連携による活性化など利用者の要望を把握し、施設運営が行われるかを重視した。
9	管理運営に関する収支予算	必要経費や人件費等の見込みが適正か、収支計画が施設の運営内容に沿って無理なく計画されているかを重視した。
10	経営状況等	指定期間が5年間の予定のため、継続して安定した経営を行うことができるかを重視した。
13	その他、総合的に見た熱意等	つくば市の子育て支援の中核を担う施設として安定した運営を継続しつつ、効率的に市民サービスにつながる事業を行えるか（指定管理委託料、利用者満足度への反映）を重視した。

